

1 相談の概要

- 平成21年度の消費生活相談件数は、前年度(7,801件)に比べて215件、率にして2.8%増加の8,016件
- 「不当請求・架空請求」は1,557件と前年同時期(1,521件)に比べ若干増加し、相談全体の約2割を占め、引き続き注意が必要
- 未公開株・転換社債・私募債等に関する相談が引き続き増加傾向にあり、注意が必要
- 中古車の販売トラブルや、コインパーキング利用のトラブルで、「自動車」の相談も増加傾向

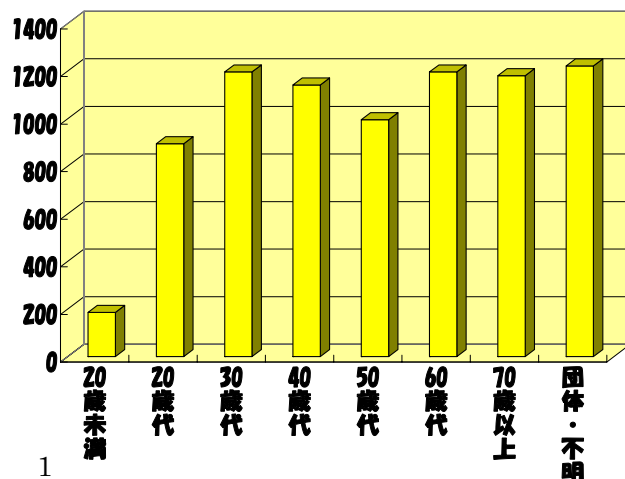
相談件数の上位

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,557	19.4%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	861	10.7%	多重債務など
賃貸住宅	676	8.4%	敷金返還トラブル・更新料
書籍・印刷物	187	2.3%	新聞販売・同窓会名簿・紳士録
家屋修繕工事	164	2.0%	屋根, 床下工事, 設備工事
自動車	135	1.7%	自動車等の購入, コインパーキング利用のトラブル
教室・講座	127	1.6%	資格講座・パソコン教室・英会話教室
集合住宅	122	1.5%	マンションの購入などのトラブル
預貯金・証券等	118	1.5%	預貯金, 株式・証券取引, 未公開株
生命保険	115	1.4%	生命保険・共済, 損害保険などの支払トラブル
その他	3,954	49.3%	
合計	8,016	100.0%	

年齢構成

年 齢	件数	構成比
20歳未満	186	2.30%
20歳代	895	11.20%
30歳代	1,197	14.90%
40歳代	1,142	14.20%
50歳代	996	12.40%
60歳代	1,197	14.90%
70歳以上	1,181	14.70%
団体・不明	1,222	15.20%
合 計	8,016	100.00%



2 まだまだ多い「振り込め詐欺」に御注意を！

「振り込め詐欺」による被害件数は減少傾向にありますが、依然、多くの方が被害に遭われ、また、手口(口実)もどんどん複雑、巧妙化してきています。そこで、再度、「振り込め詐欺」の種類と対処法を学び、「振り込め詐欺」の被害に遭わないよう気を付けましょう。

＜振り込め詐欺の種類と対処法＞

1 役所等から還付金があるといって電話が掛かってきたら（還付金詐欺）

- (1) 役所・税務署・社会保険事務所等が還付金を支払う場合、職員が直接電話で連絡し、ATM 機に行くよう依頼することや、操作するようお願いすることは絶対にありません。
- (2) 電話の相手の役所（課・係）や、会社名、氏名、連絡先を聞き出したうえで、「こちらから掛け直す」と言って、一度電話を切りましょう。
- (3) 切った後、自分で必ず NTT の番号案内等で連絡先を確認しましょう。
(教えられた電話番号やディスプレイに表示された電話番号を信用せず、確実に自分で確認してください。)
- (4) 還付金名目の不審な電話があった場合は、その場で判断せずに市民総合相談課や最寄りの警察署などに相談しましょう。

2 御家族がトラブルに巻き込まれた等と電話が掛かってきたら（オレオレ詐欺）

- (1) まず、本人や家族、関係者と連絡を取り、事実を確認してください。
- (2) 事実を確認できない限り、お金を振り込まないようにしましょう。
- (3) 警察官が事件や事故の当事者に示談を勧めるということはありません。
- (4) すぐに振り込まなければならない示談金というものはありません。
- (5) あらかじめ家族等の間で合言葉を決めたり、自分たちにしか分からない話を出して本人かどうかを確認しましょう。
- (6) 普段から息子さんやお孫さんの会社や部署・上司の名前を確認しておきましょう。

3 お金を借りる前に保証金を要求されたら（融資保証金詐欺）

- (1) いかなる名目であっても融資を前提に現金を振り込ませることはありません。
- (2) 取引のない所から送られてくる融資のダイレクトメール、ハガキ等に注意し、「低金利ですぐ融資」という甘い言葉に注意しましょう。
- (3) 融資前に登録料、保証料、保険料など振り込まず、最寄りの警察署や市民総合相談課に相談しましょう。

4 身に覚えのない利用料金等を請求されたら（架空請求詐欺）

- (1) 利用していないものは支払う必要はありません。
- (2) 相手先の電話や FAX、メールに問い合わせるのはやめましょう。また、自分の電話番号やメールアドレスを相手に知らせないようにしましょう。
- (3) 裁判所から支払督促などについてハガキで通知することはありません。
- (4) 裁判所の少額訴訟の通知をはじめ、公的機関からの支払督促が届いた場合、まず、本物かどうかを確かめましょう。自分で差出先の公的機関を調べ、電話で問い合わせるか、最寄りの警察署や市民総合相談課に相談しましょう。

3 注意喚起 ～長年使用の扇風機に御注意を！～

6月になり暑い日が増え、そろそろ押し入れから扇風機を出す方もいらっしゃるものと思われます。

しかし、その扇風機ですが、長年使用しているものについては火災等の事故が発生することがあります。

以下の安全チェックポイントに一つでも該当する扇風機をお持ちの方は、火災等の重大事故につながる可能性がありますので、早急に使用を中止し、販売店・メーカー等に相談してください。

チェックポイント

- 1 スイッチを入れても羽根が動かない。
- 2 運転するとモーターがうなるような異常な音がする。
- 3 運転するとモーターが異常に熱くなる。
- 4 運転すると焦げ臭いにおいがする。
- 5 羽根が異常音を出しながら回っている。
- 6 羽根の回転が遅くなったりする。
- 7 電源コードに触れたり、折り曲げたりしたとき、動いたり動かなかったりする。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160^{さいむゼロ}（多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 月～金（祝休日除く。）午前9時～正午

午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F（市民生活センター）

地下鉄「烏丸御池」駅下車、「3-1、3-2番出口」から地上へ出てすぐ

駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの公共交通機関を御利用ください。

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html を御覧ください。

* 土、日、祝休日の消費生活相談

☎257-9002 午前10時～午後4時

4 平成22年度 暮らしの達人 小学生・中学生 消費者標語の募集について

平成3年度から、消費者教育の取組の一環として、消費生活にまつわる様々な状況について意識を高めていただくため、「暮らしの達人」事業を実施しています。

この度、昨年に引き続いて、小学生・中学生を対象に身近な消費生活に関する標語を募集します。

1 応募条件 京都市内に在住又は市内に通学している小学生・中学生

2 募集作品

- (1) テーマ ①お金と暮らし ②食と食生活 ③ケータイとわたしたち
(2) 募集点数 1人2点まで
(3) その他 テーマの組合せは自由です。文字数は、五・七・五の17文字を基本としますが、覚えやすく、声に出して読みやすい作品であれば、文字数は問いません。
標語と一緒に、作品についてのコメントを添付してください。

3 募集期間 平成22年6月14日（月）～平成22年9月30日（木）必着

4 応募方法 ハガキ又はA4判の紙（書式任意）に、選択したテーマ番号、標語とコメントを記入のうえ、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、学校名及び学年を明記し、郵送、FAX又は持参してください。ホームページからも応募できます。

※ 募集チラシは市役所案内所、市民総合相談課、各区役所・支所等で配布します。

5 表彰 京都市長賞 小学生・中学生 各1点 （副賞3,000円分の図書カード）
審査委員長賞 小学生・中学生 各5点程度 （副賞1,000円分の図書カード）
奨励賞 相当数 （副賞500円分の図書カード）

※1 選考終了後に入賞者へ通知し、表彰式を行う予定です。（開催日未定）

※2 入賞作品については、作品集として発行し、啓発冊子として利用するほか、市民総合相談課発行の啓発パンフレットや生活情報誌「マイシティライフ」等にキャッチフレーズとして活用を図ります。

6 その他 高校生以上を対象とした消費者川柳募集事業については、当課が発行する生活情報誌「マイシティライフ」誌上で随時募集・随時掲載しています。

7 応募先

市民総合相談課暮らしの達人・標語担当

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階 市民総合相談課

TEL: 256-1110 FAX: 256-0801

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

御応募お待ちしております！



平成22年6月発行 京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課
京都市印刷物 第223080号

